

## (1) 経営学専攻

経営・会計コース

## ① 高一種免 商業

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	※ ○ 経営学基礎	2	1	
		※ ○ 基礎簿記	4	1	
		※ ○ 経営管理論	4	2	
		○ 現代企業論	2	2	
		○ 企業社会論	2	2	
		※ ○ マーケティング概論	2	2	
		※ ○ マーケティング戦略	2	2	
		○ 経営史	4	2	
		○ 組織と個人	2	2	
		○ 組織と戦略	2	2	
		○ 国際ビジネス論	2	2	
		○ アジア経営論	2	2	
		○ 生産管理論	2	2	
		○ 市場調査論	2	2	
		○ 中小企業総論	2	3～4	
		○ 中小企業各論	2	3～4	
		○ 品質管理論	2	3～4	
		※ ○ 財務会計	2	2	
		○ 財務諸表論	2	2	
		○ 業績管理会計	2	2	
○ 意思決定会計	2	2			
○ 原価計算基礎	2	2			
○ 原価計算応用	2	2			
○ 会計情報論	2	2			
○ 商業簿記Ⅰ	2	2			
○ 商業簿記Ⅱ	2	2			
○ 工業簿記	2	2			
○ 会計監査	2	3～4			
○ 税務会計	2	3～4			
○ 簿記演習	4	3～4			
	職業指導	※	職業指導論	4	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		※	商業科指導法Ⅰ	2	3
		※	商業科指導法Ⅱ	2	3
備考					
1 上記以外の経営学専攻経営・会計コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					

情報経営コース

① 高一種免 情報

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	※ ○ 産業情報総論 ※ ○ 産業情報各論 ※ ○ 情報倫理基礎 ※ ○ 情報倫理応用 情報セキュリティ	2 2 2 2 2	2 2 2 2 3～4
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○ 情報処理基礎 情報処理応用 ※ プログラミング 情報リテラシー(基盤教育科目)	2 2 4 2	1 2 2 1
	情報システム(実習を含む。)	※ データベース論 ※ 情報システム構築 情報システム実習 Webコンピューティング	2 2 1 2	2 2 3～4 3～4
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	※ 情報通信論 ※ コンピュータ・ネットワーク論 コンピュータ・ネットワーク実習 ○ インターネット概論	2 2 1 2	2 2 3～4 2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	※ ○ 情報メディア論 ※ 画像処理 ※ マルチメディア実習	2 2 1	2 2 3～4
	情報と職業	※ 情報と職業	4	2
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	※ 情報科指導法Ⅰ ※ 情報科指導法Ⅱ	2 2	3 3
備考				
1 上記以外の経営学専攻情報経営コースで開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕				
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する科目は4単位以上計24単位以上				

## (2) 法学専攻

### ① 中一種免 社会

#### ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	※	外国史（東洋史）A	2	2～4	
		※	外国史（東洋史）B	2	2～4	
		※	外国史（西洋史）A	2	2～4	
		※	外国史（西洋史）B	2	2～4	
		※	日本史概論Ⅰ	2	2～4	
		※	日本史概論Ⅱ	2	2～4	
	地理学（地誌を含む。）	※	自然地理学Ⅰ（歴史文化専攻）		2	2～4
		※	自然地理学Ⅱ（歴史文化専攻）		2	2～4
		※	人文地理学（歴史文化専攻）		2	2～4
		※	地誌学（歴史文化専攻）		2	2～4
	「法学、政治学」	※ ○	法学		2	1
		※ ○	憲法Ⅰ（統治）		2	1
		※ ○	憲法Ⅱ（人権）		4	2
			行政法		4	2
			刑法		4	2
		※ ○	民法Ⅰ（総則）		2	1
		※ ○	民法Ⅲ（債権法）		4	2
		※	国際法		2	3～4
		※ ○	政治理論		4	2
			現代日本政治論		2	1
	地方政治論		2	1		
	地方自治論		4	2		
「社会学、経済学」		社会学		2	2～4	
	※	マクロ経済学（基礎理論）		2	2	
	※	ミクロ経済学（基礎理論）		2	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	※	哲学		2	2～4	
	※	倫理学		2	2～4	
		社会思想史		2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	社会科・公民科指導法Ⅰ		2	3	
	※	社会科・公民科指導法Ⅱ		2	3	
	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ		2	3	
	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ		2	3	
備考						
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない						
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目						
3 ○印科目は、専攻必修科目						
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕						
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上						

② 高一種免 公民

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する専門的事項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	※ ○ 法学	2	1
		※ ○ 憲法Ⅰ（統治）	2	1
		※ ○ 憲法Ⅱ（人権）	4	2
		○ 行政法	4	2
		○ 刑法	4	2
		※ ○ 民法Ⅰ（総則）	2	1
		※ ○ 民法Ⅲ（債権法）	4	2
		※ 国際法	2	3～4
		※ ○ 政治理論	4	2
		現代日本政治論	2	1
		地方政治論	2	1
		地方自治論	4	2
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	※	社会学	2	2～4
	※	マクロ経済学（基礎理論）	2	2
	※	ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	※	哲学	2	2～4
	※	倫理学	2	2～4
	※	社会思想史	2	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3
	※	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3
備考				
1 上記以外の法学専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕				
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				

### (3) 英語専攻

#### ① 中一種免 外国語（英語）

##### ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	英語学	※ ○	英語学概論	2	2～4
			英語学研究 A	2	3～4
			英語学研究 B	2	3～4
			英語学研究 C	2	3～4
			英語学研究 D	2	3～4
			英語教育	2	3～4
			日英対照言語研究	2	3～4
	英語文学	※ ○	英語文学概論	2	2～4
			英語文学研究 A	2	3～4
			英語文学研究 B	2	3～4
			英語文学研究 C	2	3～4
			英語文学研究 D	2	3～4
	英語コミュニケーション	※ ○	Practical English I	4	1
		※ ○	Practical English II	4	1
		※ ○	Practical English III	4	2
※ ○		Practical English IV	4	2	
※ ○		Pronunciation	2	1	
※ ○		Reading I	2	2	
※ ○		Reading II	2	2	
※ ○		Writing I	4	2	
※ ○		Writing II	4	2	
		Advanced Reading	2	3～4	
	Academic Writing	2	3～4		
	English Presentation	2	3～4		
異文化理解	※ ○	Intercultural Study	2	2～4	
		Regional Studies A	2	3～4	
		Regional Studies B	2	3～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	英語科指導法 I	2	3	
	※	英語科指導法 II	2	3	
	※	英語科指導法 III	2	3	
	※	英語科指導法 IV	2	3	
備考					
1 上記以外の英語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
[免許状取得に必要な最低修得単位数]					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上					

② 高一種免 外国語（英語）

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する専門的事項	英語学	※ ○ 英語学概論 英語学研究 A 英語学研究 B 英語学研究 C 英語学研究 D 英語教育 日英対照言語研究	2 2 2 2 2 2 2	2～4 3～4 3～4 3～4 3～4 3～4 3～4
	英語文学	※ ○ 英語文学概論 英語文学研究 A 英語文学研究 B 英語文学研究 C 英語文学研究 D	2 2 2 2 2	2～4 3～4 3～4 3～4 3～4
	英語コミュニケーション	※ ○ Practical English I	4	1
		※ ○ Practical English II	4	1
		※ ○ Practical English III	4	2
※ ○ Practical English IV		4	2	
※ ○ Pronunciation		2	1	
※ ○ Reading I		2	2	
※ ○ Reading II		2	2	
※ ○ Writing I		4	2	
※ ○ Writing II		4	2	
Advanced Reading		2	3～4	
Academic Writing	2	3～4		
English Presentation	2	3～4		
異文化理解	※ ○ Intercultural Study	2	2～4	
	Regional Studies A	2	3～4	
	Regional Studies B	2	3～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	英語科指導法 I	2	3
	※	英語科指導法 II	2	3
		英語科指導法 III	2	3
		英語科指導法 IV	2	3
備考				
1 上記以外の英語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				
[免許状取得に必要な最低修得単位数]				
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				

#### (4) ロシア語専攻

##### ① 中一種免 外国語（ロシア語）

ア 2019年度～2021年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	ロシア語学	※ ○	ロシア語文法	4	2
		※	ロシア語演習Ⅰ	2	2
		※	ロシア語演習Ⅱ	2	2
			ロシア語発展演習A	2	2
			ロシア語発展演習B	2	2
		○	ロシア語学研究	4	2～4
	ロシア文学	※ ○	ロシア事情B（文学・文化）	4	1
		※ ○	ロシア文学研究	4	2～4
			ロシア文学講読	4	2～4
	ロシア語コミュニケーション	※ ○	ロシア語作文	4	2
※		ロシア語会話Ⅰ	2	2	
※		ロシア語会話Ⅱ	2	2	
○		現代ロシア語表現研究 ロシア語作文研究	4 4	2～4 2～4	
異文化理解	※ ○	ロシア事情A（地域研究）	4	1	
		ロシア史A	2	2～4	
		ロシア史B	2	2～4	
		ロシア外交論A	2	2～4	
		ロシア外交論B	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	ロシア語科指導法Ⅰ	2	3	
	※	ロシア語科指導法Ⅱ	2	3	
	※	ロシア語科指導法Ⅲ	2	3	
	※	ロシア語科指導法Ⅳ	2	3	
備考					
1 上記以外のロシア語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕 「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上					

※2022年度以降入学生からは取得できません。

② 高一種免 外国語（ロシア語）

ア 2019年度～2021年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	ロシア語学	※ ○	ロシア語文法	4	2
		※	ロシア語演習Ⅰ	2	2
		※	ロシア語演習Ⅱ	2	2
		○	ロシア語発展演習A ロシア語発展演習B ロシア語学研究	2 2 4	2 2 2～4
ロシア文学	※ ○	ロシア事情B（文学・文化）	4	1	
	※ ○	ロシア文学研究	4	2～4	
		ロシア文学講読	4	2～4	
ロシア語コミュニケーション	※ ○	ロシア語作文	4	2	
	※	ロシア語会話Ⅰ	2	2	
	※	ロシア語会話Ⅱ	2	2	
	○	現代ロシア語表現研究 ロシア語作文研究	4 4	2～4 2～4	
異文化理解	※ ○	ロシア事情A（地域研究）	4	1	
		ロシア史A	2	2～4	
		ロシア史B	2	2～4	
		ロシア外交論A	2	2～4	
		ロシア外交論B	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	ロシア語科指導法Ⅰ	2	3	
	※	ロシア語科指導法Ⅱ	2	3	
		ロシア語科指導法Ⅲ	2	3	
		ロシア語科指導法Ⅳ	2	3	
備考					
1 上記以外のロシア語専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					

※2022年度以降入学生からは取得できません。



## (5) 歴史文化専攻

### ① 中一種免 社会

#### ア 2020年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	※ ○	外国史（東洋史）A	2	2～4
		※ ○	外国史（東洋史）B	2	2～4
		※ ○	外国史（西洋史）A	2	2～4
		※ ○	外国史（西洋史）B	2	2～4
		※ ○	日本史概論Ⅰ	2	2～4
		※ ○	日本史概論Ⅱ	2	2～4
		○	考古学特講Ⅰ	2	2～4
		○	考古学特講Ⅱ	2	2～4
		○	アイヌの歴史	2	2～4
		地理学（地誌を含む。）	※	自然地理学Ⅰ	2
	※		自然地理学Ⅱ	2	2～4
	※ ○		人文地理学	2	2～4
	※ ○		地誌学	2	2～4
	「法学、政治学」	※	法学	2	1
			国際法	2	3～4
			政治理論	4	2
	「社会学、経済学」	※	社会学	2	2～4
			マクロ経済学（基礎理論）	2	2
			ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
	「哲学、倫理学、宗教学」	※	哲学	2	2～4
倫理学			2	2～4	
社会思想史			2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	
	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
	※	社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3	
	※	社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3	
備考					
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上					

イ 2019年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	※ ○	外国史（東洋史）A	2	2～4	
		※ ○	外国史（東洋史）B	2	2～4	
		※ ○	外国史（西洋史）A	2	2～4	
		※ ○	外国史（西洋史）B	2	2～4	
		※ ○	日本史概論Ⅰ	2	2～4	
		※ ○	日本史概論Ⅱ	2	2～4	
		○	考古学特講Ⅰ	2	3～4	
		○	考古学特講Ⅱ	2	3～4	
		○	アイヌの歴史	2	3～4	
	地理学（地誌を含む。）	※		自然地理学Ⅰ	2	2～4
		※		自然地理学Ⅱ	2	2～4
		※ ○		人文地理学	2	2～4
		※ ○		地誌学	2	2～4
	「法学、政治学」	※		法学	2	1
				国際法	2	3～4
				政治理論	4	2
	「社会学、経済学」	※		社会学	2	2～4
				マクロ経済学（基礎理論）	2	2
				ミクロ経済学（基礎理論）	2	2
「哲学、倫理学、宗教学」	※		哲学	2	2～4	
			倫理学	2	2～4	
			社会思想史	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※		社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	
			社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
			社会科・公民科指導法Ⅰ	2	3	
			社会科・公民科指導法Ⅱ	2	3	
備考						
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない						
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目						
3 ○印科目は、専攻必修科目						
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕						
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上						

② 高一種免 地理歴史

ア 2020年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する専門的事項	日本史	※ ○ 日本史概論Ⅰ	2	2～4
		※ ○ 日本史概論Ⅱ	2	2～4
		○ 日本史特講	2	2～4
		※ ○ 日本北方史	2	3～4
		○ 考古学研究Ⅰ	2	2～4
		○ 考古学特講Ⅰ	2	2～4
		○ 考古学特講Ⅱ	2	2～4
		○ 日本文学史A	2	2～4
		○ 日本文学史B	2	2～4
		○ アイヌの歴史	2	2～4
	外国史	※ ○ 外国史（東洋史）A	2	2～4
		※ ○ 外国史（東洋史）B	2	2～4
		※ ○ 外国史（西洋史）A	2	2～4
		※ ○ 外国史（西洋史）B	2	2～4
		○ 中国史A ○ 中国史B	2 2	3～4 3～4
人文地理学・自然地理学	※ ○ 人文地理学	2	2～4	
	※ 自然地理学Ⅰ	2	2～4	
	※ 自然地理学Ⅱ	2	2～4	
地誌	※ ○ 地誌学	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		※ 社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3
		※ 社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3
備考				
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕				
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				

イ 2019年度入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	日本史	※ ○	日本史概論Ⅰ	2	2～4
		※ ○	日本史概論Ⅱ	2	2～4
			日本史特講Ⅰ	2	2～4
		※ ○	日本北方史	2	3～4
			考古学研究Ⅰ	2	2～4
			考古学特講Ⅰ	2	3～4
			考古学特講Ⅱ	2	3～4
			日本文学史A	2	2～4
			日本文学史B	2	2～4
			○ アイヌの歴史	2	3～4
	外国史	※ ○	外国史（東洋史）A	2	2～4
		※ ○	外国史（東洋史）B	2	2～4
		※ ○	外国史（西洋史）A	2	2～4
		※ ○	外国史（西洋史）B	2	2～4
			中国史A	2	3～4
		中国史B	2	3～4	
人文地理学・自然地理学	※ ○	人文地理学	2	2～4	
	※	自然地理学Ⅰ	2	2～4	
	※	自然地理学Ⅱ	2	2～4	
地誌	※ ○	地誌学	2	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	3	
	※	社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	3	
備考					
1 上記以外の歴史文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					

## (6) 日本語・日本文化専攻

### ① 中一種免 国語

#### ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）		言語学概論Ⅰ	2	2～4
			言語学概論Ⅱ	2	2～4
			日本語学入門（基盤教育科目）	2	1～4
		※ ○	日本語概論	4	2～4
		※ ○	日本語表現論	4	2～4
			日本語学応用A	2	3～4
		日本語学応用B	2	3～4	
	国文学（国文学史を含む。）	※ ○	日本文学史A	2	2～4
		※ ○	日本文学史B	2	2～4
		※ ○	日本文学概論A	2	2～4
※ ○		日本文学概論B	2	2～4	
		文学と現代社会A	2	2～4	
		文学と現代社会B	2	2～4	
		日本文学特講A	4	3～4	
○		日本文学特講B	4	3～4	
	○	日本文化概論	2	2～4	
漢文学	※	漢文学	4	2～4	
書道（書写を中心とする。）	※	書道	4	2～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）	※	国語科指導法Ⅰ	2	3	
	※	国語科指導法Ⅱ	2	3	
	※	国語科指導法Ⅲ	2	3	
	※	国語科指導法Ⅳ	2	3	
備考					
1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上					

② 高一種免 国語

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	言語学概論Ⅰ	2	2～4
		言語学概論Ⅱ	2	2～4
		日本語学入門（基盤教育科目）	2	1～4
		※ ○ 日本語概論	4	2～4
		※ ○ 日本語表現論	4	2～4
		日本語学応用A	2	3～4
		日本語学応用B	2	3～4
	国文学（国文学史を含む。）	※ ○ 日本文学史A	2	2～4
		※ ○ 日本文学史B	2	2～4
		※ ○ 日本文学概論A	2	2～4
※ ○ 日本文学概論B		2	2～4	
文学と現代社会A		2	2～4	
文学と現代社会B		2	2～4	
○ 日本文学特講A		4	3～4	
○ 日本文学特講B	4	3～4		
○ 日本文化概論	2	2～4		
漢文学	※	漢文学	4	2～4
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	国語科指導法Ⅰ	2	3
		国語科指導法Ⅱ	2	3
		国語科指導法Ⅲ	2	3
		国語科指導法Ⅳ	2	3
備考				
1 上記以外の日本語・日本文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない				
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目				
3 ○印科目は、専攻必修科目				
[免許状取得に必要な最低修得単位数]				
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上				

## (7) スポーツ文化専攻

### ① 中一種免 保健体育

#### ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて28単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	体育実技	※	体操・器械体操	1	3～4
		※	陸上競技	1	3～4
		※	水泳	1	3～4
		※	武道A	1	3～4
		※	武道B	1	3～4
		※	ダンス	1	3～4
		※	ゴール型球技A	1	3～4
		※	ゴール型球技B	1	3～4
		※	ネット型球技A	1	3～4
		※	ネット型球技B	1	3～4
		※	野球型球技	1	3～4
		※ ○	スポーツ哲学	2	2～4
		※ ○	スポーツ心理学	2	2～4
		※ ○	スポーツマネジメント	2	2～4
		※ ○	スポーツ社会学	2	2～4
		※ ○	運動学（バイオメカニクス）	2	2～4
		※ ○	スポーツ教育学	4	2～4
			スポーツ史	4	2～4
			日本武芸文化論	4	2～4
			日本武芸文化演習	4	3～4
		トレーニング・評価	4	3～4	
		野外教育論	4	2～4	
		スポーツ・レクリエーション演習	2	3～4	
	生理学（運動生理学を含む。）	※ ○	生理学（運動生理学を含む）	4	2～4
	衛生学・公衆衛生学	※	衛生学及び公衆衛生学	2	3～4
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	※ ○	救急・応急処置演習	2	2～4
		※	学校保健	2	3～4
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	保健体育科指導法Ⅰ	2	3
		※	保健体育科指導法Ⅱ	2	3
		※	保健体育科指導法Ⅲ	2	3
		※	保健体育科指導法Ⅳ	2	3
備考					
1 上記以外のスポーツ文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は8単位以上計28単位以上					

② 高一種免 保健体育

ア 2019年度以降入学生に適用

下表の中から、※印科目を含めて24単位以上を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目		単 位	開設年次
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科に関する専門的事項	体育実技	※	体操・器械体操	1	3～4
		※	陸上競技	1	3～4
		※	水泳	1	3～4
		※	武道A	1	3～4
		※	武道B	1	3～4
		※	ダンス	1	3～4
		※	ゴール型球技A	1	3～4
		※	ゴール型球技B	1	3～4
		※	ネット型球技A	1	3～4
		※	ネット型球技B	1	3～4
	※	野球型球技	1	3～4	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	※ ○	スポーツ哲学	2	2～4
		※ ○	スポーツ心理学	2	2～4
		※ ○	スポーツマネジメント	2	2～4
		※ ○	スポーツ社会学	2	2～4
※ ○		運動学（バイオメカニクス）	2	2～4	
※ ○		スポーツ教育学	4	2～4	
		スポーツ史	4	2～4	
		日本武芸文化論	4	2～4	
		日本武芸文化演習	4	3～4	
		トレーニング・評価	4	3～4	
		野外教育論	4	2～4	
		スポーツ・レクリエーション演習	2	3～4	
生理学（運動生理学を含む。）	※ ○	生理学（運動生理学を含む）	4	2～4	
衛生学・公衆衛生学	※	衛生学及び公衆衛生学	2	3～4	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	※ ○	救急・応急処置演習	2	2～4	
	※	学校保健	2	3～4	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※	保健体育科指導法Ⅰ	2	3	
	※	保健体育科指導法Ⅱ	2	3	
		保健体育科指導法Ⅲ	2	3	
		保健体育科指導法Ⅳ	2	3	
備考					
1 上記以外のスポーツ文化専攻で開設している授業科目は、免許状取得に必要な修得単位数に算入されない					
2 ※印科目は、免許状取得上の必修科目					
3 ○印科目は、専攻必修科目					
〔免許状取得に必要な最低修得単位数〕					
「免許法施行規則の科目区分」の教科に関する専門的事項の各科目に含めることが必要な事項について、それぞれ1単位以上、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する科目は4単位以上計24単位以上					